

無実の人を救う署名にあなたの力を貸してください！

無実の人々が、まちがった逮捕・起訴・裁判などによって、いわれのない服役を余儀なくされたり、死刑執行の恐怖にさらされる「えん罪」被害の実態が、「やり直し裁判」（再審）の結果、次々と明らかになっていきます。最近も静岡の袴田事件、福井の中学生殺害事件の再審で無罪判決がありました。捜査がその矛先を一つまちがえ、疑いを無実の人へ向けたとき、その被害がいかに大きなものとなるかを、私たちはいま知り、学び始めています。

何も悪いことをしていない人が、社会から隔絶された獄中で、貴重な人生の時間を空しく過ごすことを強いられ、本来しないで済んだはずの「自分が無罪であることを証明するため」に膨大な歳月と労力を費やして生きる過酷な被害の現実があることを、私たちは分かり始めています。袴田さんは無罪を勝ち取るまでに58年間かかりました。福井の前川さんも38年間かかりました。無罪を勝ち取れないまま亡くなった人も、これまでにたくさんいます。

人は間違いやすい生き物です。私たちは簡単に人を信じるとともに、いとも簡単に人を疑い、偏見の目で見ます。そして「犯人」と疑われた人がやがて逮捕・有罪とされたなら、私たちはそれだけで安心し、胸をなでおろし「一件落着」としてきたことが、これまで無かったでしょうか？

もしその人が無罪だったとしたら、私たちは自分の安心のため、その人の一生を奪ったことになるのではないのでしょうか。

ですから、もし「私は無実です」という訴えが説得力をもってなされたならば、①かつての裁判が間違っていなかったかどうか、証拠を中心として検証し直す必要があります。また②被害者のための再審裁判は、可能な限り速やかに行うことが必要です。いま私たちは国会や法務省に対し、裏面の署名用紙を用いて、これらのことをお願いしようと思います。

すでに、こうした動きは、日本弁護士連合会や国会議員の間に大きく広がっています。地方議会でも、再審を整備すべきとする860を超える決議がすでに上げられました。しかし、警察による捜査から裁判所による判決に至るまで、この国の司法の仕組みは、第2次世界大戦後の日本国憲法に基づいた改革があったにもかかわらず、旧態依然とした制度がそのまま多く残されています。その一つが再審法の不備です。この現状を変えるため、まず私たち国民一人ひとりが、今の司法制度の実態を、苦しむ無実の人々に寄り添いながら知る必要があります。そしてその上で、素朴で実直な感想と願いを、国会や法務省へ届けることが大切です。

そのために、この署名運動を始めました。他にも多数の団体が、すでに同じ趣旨で進めてきた成果がありますので、皆さんと一致できるところで協力して進めるつもりです。呼びかけ人は下記の通りです。皆様のご協力を、どうかよろしくお願い致します。

無実の人を救う再審法改正のため、皆さんの声を国会・法務省へ！

〈呼びかけ人〉 *分類は仮。

えん罪被害者 袴田ひで子 前川彰司 石川早智子 青木恵子 桜井恵子 菅家利和 大川原正明
角川暦彦

法曹界 安田好弘 徳田靖之 鴨志田祐美 村山浩昭 井戸謙一 小川秀世

作家・劇作家 高村薫 桐野夏生 落合恵子 鎌田慧 平野啓一郎 中島京子 島田雅彦 中沢けい
坂手洋二 くるみざわしん 森達也

マスコミ・文化関係 金平茂紀 神田香織 周防正行 古今亭菊千代 佐高信 小室等 永田浩三 前川喜平
金聖雄 高瀬毅 池田香代子 森口豁 安田浩一 鈴木耕

宗教界 松浦悟郎 吉高叶 藤本善光

元議員・政治家 亀井静香 漆原良夫

平和・人権活動 染裕之 西島藤彦 野島美香 上杉聰

氏名は順不同 2026. 4. 22現在

「再審法(刑事訴訟法の一部)」改正を求める請願署名

衆議院議長様・参議院議長様・法務大臣様

【請願趣旨】

わが国の刑事司法にかかわる改革の課題は今、あらゆる方面から検討され始めています。取り調べに弁護人の立会いは認められず、取り調べの可視化も一部事件にとどまっています。罪を認めなければ延々と続く身柄拘束（「人質司法」）なども問題になっています。一部はすでに改善に向かっているものもありますが、こんにちに至るまで放置されつづけてきた大きな課題があります。それが「再審制度」の改革です。

いったん有罪や死刑として確定した事件が再審議され、逆転無罪となった事例が、最近たくさん出てきたことも、これと大きく関係しています。一昨年は袴田巖さんの事件、昨年は福井中学生殺害事件が再審無罪となりました。しかし、それらは氷山の一角にすぎません。というのも、現在の刑事訴訟法の再審条項はあまりにも欠陥が多く、無実を晴らすために、気の遠くなるような時間と労力を必要とするからです。再審請求の途上で、やり直しの裁判が認められる前に請求人が死亡したケースも、狭山事件ほか多数（日野町事件、名張事件など）あります。

ですから私たちは、司法改革全体を望みつつも、まず無実の方々の濡れ衣を一日も早く晴らし、命を救い出すことを第一の目標として「再審法の改正」に取り組みます。

【請願事項】

1 再審においては、再審請求人等が希望するすべての証拠の開示を可能にすること

裁判において十分な証拠調べが行われないことが、誤った判決を生む最大の要因です。えん罪を克服するためには、かつて裁判で使用された古い証拠のみならず、警察や検察の手の内に隠された証拠も全て開示しなければなりません。これは、三審制のもとでは見逃された事実や証拠を明らかにし、えん罪被害者を迅速に救済する再審制度を確立し直すため絶対に不可欠なことです。

2 再審開始決定に関する検察の不服申し立てを禁止すること

やり直しの裁判（再審公判）では、過去の有罪判決に誤りがなかったかどうかを、改めて検証し直すことができます。ところが現在の法律では、再審を開始する裁判所の決定に検察側が抗告し、再審の開始それ自体を取り消すことができます。証拠隠しなど誤った裁判を生じさせた責任が検察にあった場合でも、その見直しを当の検察自体が妨害し、裁判をやり直す機会を奪うことを認めているのです。海外では多くの国で検察官の上訴の禁止が進んでいます。再審請求手続きを無用に長びかせ、無実の人を苦しめつづける検察の不服申し立てを禁止すべきです。

3 再審手続き全般を整備すること

今の刑事訴訟法のうち、再審に関する規定は、同法 507 条中わずか 19 条にすぎず、必要な条項が整備されていません。まず、再審請求手続きについては上記の 2 点を法制化し、開廷期日を設定することや、証人尋問などの重要な手続きを公開の法廷で行うことを明文化することが必要です。さらに刑事訴訟法全体を広い視野で見直し、再審請求人に公正で十分な手続を保障する必要もあります。

追記 a) 2025 年 6 月 18 日に再審法改正案（刑事訴訟法の一部を改正する法律案〈第 217 回国会衆法第 61 号〉）が提出されたことを重視し、その内容に則した法改正を進めてください。b) この署名活動は、同趣旨の他の署名活動と協力し合っています。

お名前	ご住所

連絡送付先	無実の人を救おう! 連絡会 略称「署名連絡会」	取扱団体
	住所: 〒104-0042 東京都中央区入船1-7-1	
	メール: info.mukyuuren@gmail.com	
	郵便振替: 00940-6-111724 加入者名: 無実の人を救おう! 連絡会	